

# 教員免許状更新講習講座

## 令和4年度京都府教育委員会免許状更新講習実施要項

### 1 趣旨

京都府教育委員会は、京都府における喫緊の教育課題に対応できる力を身に付け、教員として必要な資質能力を保持することを目的として、文部科学大臣の認定を受けた京都府総合教育センターが主催する研修講座を免許状更新講習として実施する。

### 2 受講対象者

普通免許状又は特別免許状を有しており、令和4年5月1日現在で次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 京都府内（京都市立の学校を除く。）の公立幼稚園・幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員、実習助手等  
※非常勤講師及び長期研修生を除く。
- (2) 有効期間の満了日又は修了確認期限が、令和5年3月31日又は令和6年3月31日である者又は有効期間の延長又は修了確認期限の延期申請をしており、延長及び延期後の受講期間が令和4年度に京都府総合教育センターで開催する該当研修講座の日程に該当する者

※有効期間の満了日又は修了確認期限、教員免許更新制全般については以下の京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係ホームページで確認すること。

[http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/index.php?page\\_id=144&\\_layoutmode=on](http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/index.php?page_id=144&_layoutmode=on)

### 3 免許状更新講習対象の講座

- (1) 対象講座一覧（内容詳細等は「令和4年度免許状更新講習対象講座の概要」参照）

ア 中堅教諭等資質向上研修受講者の対象講座（2講座中1講座又は2講座受講可能）

No.	講座名
981	中堅教諭等資質向上研修「共通」講座Ⅱ【免許】
982	中堅教諭等資質向上研修「共通」講座Ⅲ【免許】

イ 中堅教諭等資質向上研修受講者以外の方の対象講座（7講座中1講座受講可能）

No.	講座名
983	育ちと学びをつなぐ幼児教育&生活科講座Ⅱ【免許】
984	人権教育講座Ⅰ～外国にルーツをもつ子どもへの支援～【免許】
985	情報教育講座【免許】
986	教育相談<初級>講座～児童生徒理解と関わり～【免許】
987	特別支援教育「アセスメントを支援に生かす」講座（コーディネータースキルアップ講座）【免許】
988	学びづくりのキュラム・マネジメント講座【免許】
989	子どもの貧困と学習支援講座【免許】

- (2) 免許状更新講習対象講座として、1つの講座のみ受講することができる。ただし、中堅教諭等資質向上研修の受講者に限りNo. 981、No. 982の両方を免許状更新講習対象講座として受講することができる。
- (3) 受講料は徴収しない。旅費は受講者負担とする。ただし、中堅教諭等資質向上研修の受講者でNo. 981、No. 982を免許状更新講習として受講する場合は出張として扱う。

## 4 受講申込手続き

### (1) 受講申込＜申込期間：令和4年4月4日（月）～令和4年4月20日（水）＞

受講対象者から希望があった場合、管理職は受講管理システムで申込を行う。

### (2) 申込受付完了の通知

申込受付完了後、京都府総合教育センターは免許状更新講習対象講座の受講番号通知書を学校に送付する。

### (3) 書類の提出＜提出締切：令和4年6月17日（金）必着＞

受講者は以下の書類一式に必要事項を記入し、京都府総合教育センター企画研究部に提出する。

提出の際は角形2号封筒を使用し、表に「受講番号・免許状更新講習受講申込書在中」と朱書きする。

#### 【書類一式】

免許状更新講習受講申込書、受講者事前アンケート、履修証明書返信用封筒（84円切手貼付）

※各種様式等については京都府総合教育センターホームページ（ITEC）に掲載する。

## 5 受講について

(1) 受講者は受講番号通知書を持参し、受付で提示すること。

(2) 免許状更新講習の実施時間は10時から17時とし、9時45分に出欠等の確認を行う。

(3) 免許状更新講習の履修認定のため、講習終了後16時40分から17時まで筆記試験を行う。

(4) 欠席した場合は、受講講座変更等の措置はできない。

(5) 遅刻した場合は、いかなる理由であっても免許状更新講習対象講座として受講することができない。

## 6 認定について

合格の場合は「免許状更新講習履修証明書」を、不合格の場合はその旨を文書にて送付する。なお、各免許状更新講習対象講座終了の2箇月後を目処とする。

## 7 その他

(1) 災害等の理由により免許状更新講習が中止となった場合は、日を振り替えての講習は実施しない。

(2) 免許状更新講習に関する受講者の個人情報については、本講習に関する業務以外には使用しない。

(3) 服務については大学等が開設する免許状更新講習を受講する場合と同様、職務専念義務の免除としても差し支えない。ただし、中堅教諭等資質向上研修の受講者でNo. 981、No. 982を免許状更新講習として受講する場合は出張とする。

(4) 教員免許更新制については教員免許更新制マニュアル（京都府教育庁指導部学校教育課 平成21年3月）を確認すること。詳細については京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係（075-414-5836）まで問い合わせること。

(5) 講座実施日までに、教員免許更新制が廃止された場合は、対象の9講座については、免許状更新講習としては実施しない。ただし一般講座としては実施するので、中堅教諭等資質向上研修受講者以外の方については「免許状更新講習受講申込書【様式2】」に、一般講座として受講を「する」「しない」を必ず選択すること。

「する」を選択した場合は、一般講座として新たに申込み必要はない。また、一般講座として実施する場合、実施日に変更はない。

※中堅教諭等資質向上研修「共通」講座Ⅱ・Ⅲ（No. 981、No. 982）は、一般講座として実施する場合、開始時刻を13時からに変更する。

3月上旬に通知した「令和4年度京都府教育委員会免許状更新講習実施要項」を再掲しています。

## 令和4年度京都府教育委員会免許状更新講習対象講座の概要

981	中堅教諭等資質向上研修「共通」講座Ⅱ【免許】		
開催日時	令和4年8月2日（火）10：00～17：00	会場	京都府総合教育センター
対象免許状	教諭、養護教諭、栄養教諭	定員	100名
内容	東洋大学 教授 後藤 顕一 学習指導要領の趣旨を深く理解するとともに、受講者一人一人のこれまでの実践を振り返りながら、主体的・対話的で深い学びを実践事例や演習を通して身に付け、自校の学習スタイルの構築等に生かす。		
982	中堅教諭等資質向上研修「共通」講座Ⅲ【免許】		
開催日時	令和4年8月18日（木）10：00～17：00	会場	京都府総合教育センター
対象免許状	教諭、養護教諭、栄養教諭	定員	100名
内容	上越教育大学大学院 教授 安藤 知子 「社会に開かれた教育課程」を実現するカリキュラム・マネジメントの意義と各校における実践方法や全教職員で推進する方策について学ぶ。		
983	育ちと学びをつなぐ幼児教育&生活科講座Ⅱ【免許】		
開催日時	令和4年7月28日（木）10：00～17：00	会場	京都府総合教育センター
対象免許状	教諭、養護教諭、栄養教諭	定員	50名
内容	武庫川女子大学 准教授 藤本 勇二 学習指導要領の趣旨を踏まえた生活科の指導の具体について学ぶ。 また、幼児理解に基づく幼児教育の手法について理解を深め、生活科の指導に生かす方策について見いだす。		
984	人権教育講座Ⅰ～外国にルーツをもつ子どもへの支援～【免許】		
開催日時	令和4年8月9日（火）10：00～17：00	会場	京都府総合教育センター
対象免許状	教諭、養護教諭、栄養教諭	定員	50名
内容	京都教育大学 教授 浜田 麻里 外国にルーツをもつ児童生徒に係る人権課題の現状や支援の在り方について学ぶ。 人権学習資料の効果的な活用について学び、授業実践に生かす。		
985	情報教育講座【免許】		
開催日時	令和4年8月3日（水）10：00～17：00	会場	京都府総合教育センター
対象免許状	教諭、養護教諭、栄養教諭	定員	50名
内容	園田学園女子大学 教授 堀田 博史 児童生徒の情報活用能力を育成するために、学校におけるICT活用や情報教育の最新動向等を知り、授業づくりの方法を学ぶ。		

986	教育相談<初級>講座～児童生徒理解と関わり～【免許】		
開催日時	令和4年7月28日(木) 10:00～17:00	会場	京都府総合教育センター北部研修所
対象免許状	教諭、養護教諭、栄養教諭	定員	100名
内容	<p>ファミリーカウンセリングルーム松ヶ崎ふくらむ 代表カウンセラー 京都教育大学 非常勤講師 岩本 脩平</p> <p>教職員として身に付けたい教育相談の基礎を学ぶ。また、ロールプレイを通して、児童生徒のこころを感じ、共感的に理解することの大切さについて考える。</p>		

987	特別支援教育「アセスメントを支援に生かす」講座(コーディネータースキルアップ講座)【免許】		
開催日時	令和4年8月19日(金) 10:00～17:00	会場	京都府総合教育センター北部研修所
対象免許状	教諭、養護教諭、栄養教諭	定員	50名
内容	<p>京都教育大学 准教授 佐藤 美幸 平安女学院大学短期大学部 教授 清水 里美</p> <p>基本的な発達の道筋や障害の捉え方及び適切な行動のための支援について学ぶ。</p>		

988	学びづくりのカリキュラム・マネジメント講座【免許】		
開催日時	令和4年8月17日(水) 10:00～17:00	会場	京都府総合教育センター北部研修所
対象免許状	教諭、養護教諭、栄養教諭	定員	50名
内容	<p>奈良教育大学 教授 赤沢 早人</p> <p>教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現に向けて、基本的な考え方を学ぶとともに、目指す児童生徒の姿に基づいて、教科指導や学校経営、学校行事といった指導機会をどのようにデザインすればよいかを検討する。</p>		

989	子どもの貧困と学習支援講座【免許】		
開催日時	令和4年8月23日(火) 10:00～17:00	会場	京都府総合教育センター北部研修所
対象免許状	教諭、養護教諭、栄養教諭	定員	50名
内容	<p>立命館大学 特任教授 野田 正人</p> <p>講義を通して、子どもの貧困問題を理解し、学校が取り組むべき支援の流れとその具体策について学び、研究協議により、自校における課題や今後の取組について具体的方策を考える。</p>		

# 令和4年度京都府教育委員会免許状更新講習 受講の流れについて

<b>1 受講の申込</b>	令和4年4月4日（月）～令和4年4月20日（水）
<ul style="list-style-type: none"><li>・受講希望者を取りまとめ、管理職が受講管理システムで申込を行う。</li><li>・府立学校は学校から、小学校、中学校、義務教育学校は市町（組合）教育委員会、教育局を通じて申込を行う。幼稚園・幼保連携型認定こども園の受講希望者、受講管理システムによる申込ができない受講希望者については様式1を使用すること。</li></ul>	
<b>2 申込完了の通知</b>	令和4年5月31日（火）まで
<ul style="list-style-type: none"><li>・「受講番号通知書」を各学校に送付する。</li><li>・受講希望者が多数の場合、抽選等により人数調整を行う。人数調整の結果、受講できない場合については、その旨を書面にて通知する。</li></ul>	
<b>3 各種様式等の掲載</b>	令和4年6月1日（水）掲載
<ul style="list-style-type: none"><li>・提出書類の様式を京都府総合教育センターホームページ（ITEC）に掲載する。 URL：<a href="http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/index_main.html">http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/index_main.html</a></li></ul>	
<b>4 各種書類等の提出</b>	令和4年6月17日（金）必着
<ul style="list-style-type: none"><li>・受講者は以下の書類を京都府総合教育センター企画研究部に提出する。 <b>免許状更新講習受講申込書、受講者事前アンケート、履修証明書返信用封筒（84円切手貼付）</b></li></ul> <p>※免許状更新講習受講申込書の「証明者記入欄」には校（園）長の証明が必要 ※角型2号封筒を使用し、表面に「受講番号・免許状更新講習受講申込書在中」と朱書きすること。</p> <p>≪提出先住所≫〒612-0064 京都市伏見区桃山毛利長門西町 京都府総合教育センター 企画研究部</p>	
<b>5 免許状更新講習の受講</b>	各講座の実施日
<ul style="list-style-type: none"><li>・各講座の概要については「令和4年度免許状更新講習対象講座の概要」参照</li></ul> <p>≪注意事項≫</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・実施時間、実施場所、準備物等は京都府総合教育センターホームページ（ITEC）に掲載される実施要項で確認すること。</li><li>・9時45分から出欠等の確認をするので、それまでに指定の座席に着席すること。</li><li>・遅刻した場合は免許状更新講習として受講することはできない。</li><li>・災害等によりやむをえず免許状更新講習を中止する場合、振替日は設定しない。</li></ul>	
<b>6 履修証明書の送付</b>	免許状更新講習実施2箇月後を目処に送付
<ul style="list-style-type: none"><li>・合格の場合は「免許状更新講習履修証明書」を、不合格の場合はその旨を文書にて送付する。</li></ul>	

・その他、不明な点については以下にお問い合わせください。

免許状更新講習の受講について 京都府総合教育センター企画研究部 075-612-2950

教員免許更新製の制度について 京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係 075-414-5836